

外国人観光客受入環境整備モデル事業

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にある外国人観光客について、県内宿泊施設等の利便性・快適性を向上させ、外国人観光客の満足度向上を図るため、県内宿泊施設等がデジタル技術の活用等を用いて行う他宿泊施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備の取組に対して、支援を行います。

補助対象者

- 県内において旅館業法第3条第1項の許可を受けて、営業を行っている宿泊施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業に供するもの及びそれに類するものと知事が認めるものを除く）
- 県内において住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により届出された住宅宿泊事業の用に供する施設
- 知事が特に認める集客力の高い観光集客施設
※対象施設が複数ある場合、合算してすることができる

補助率／補助上限額等

- 補助率：2/3以内
- 補助上限額：2,000千円
- 想定交付件数：4件程度

審査項目

- ①事業趣旨の整合性
- ②事業計画の具体性
- ③事業の独自性
- ④事業の普及性

その他

県内宿泊施設、観光集客施設に幅広く波及することを目的に、採択された事業については、県観光戦略課HPへの掲載を予定しております。

補助対象経費

■外国人観光客の利便性向上及び満足度向上のために行う外国人観光客受入環境整備に係る経費

- ①デジタル技術を活用した多言語化整備のための設備導入費
＜例＞デジタルサイネージ、多言語対応チャットボット、施設案内を多言語化し、システム化等
- ②その他、外国人観光客の受入環境整備に効果的な取組のための設備導入費

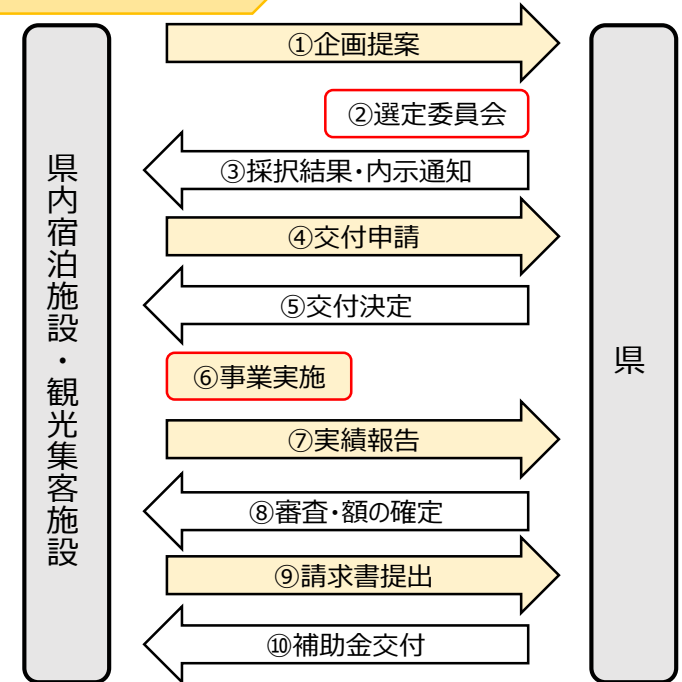
※Wi-Fi整備については、Wi-Fi6以上の規格に準拠したものとし、上記取組を実施するに当たり事業効果をより高めることを目的とし、上記取組の整備範囲内で、付随して行う部分についてのみ対象とする。

＜例＞システム導入に当たり、Wi-Fi環境をWi-Fi 6に対応した機器に更新し、高速化

※新たに整備する経費のみ。（既存システムの機能を拡張し、多言語化整備を行う場合は、対象とする。）

※保守管理や機器のレンタル、施設改修費等は対象外。

事業の流れ



事業スケジュール

- 4月15日（月）～5月31日（金） 企画提案書受付
- 6月上旬 選定委員会・選定結果及び内示通知
- 6月中旬～6月末 交付申請書提出
- 7月上旬 交付決定通知
- ～2月末 事業実施・実績報告（2月末〆切）
- ～3月末 完了検査・額の確定
請求書提出・補助金支払

交付申請・問い合わせ先：宮城県 経済商工観光部 観光戦略課 観光産業振興班（宮城県庁14階）

電話：022-211-2755

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1